

久喜市の総合事業における通所型サービスの基準について（参考）

		介護予防通所介護相当サービス（現行相当）		通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	
人員基準	管理者	常勤・専従 1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。		専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。	
	生活相談員	専従 1人以上 ※勤務時間÷提供時間=1.0以上			不要
	介護職員	（～15人）専従 1人以上 （16人～）15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 ※提供時間中は常時1人以上配置	1人以上は常勤	（～15人）専従 1人以上 （16人～）15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 ※提供時間中は常時1人以上配置	
	看護職員	（～10人）配置は必須としない。 （11人～）専従 1人以上			不要
	機能訓練指導員	専従 1人 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）			不要
設備基準	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員以上			
	静養室	1区画	※静養室、相談室を特別に用意する必要は無いが、必要に応じて静養や相談ができるスペースがあることが望ましい。		
	相談室	1区画			
	事務室	1区画			
その他の設備	サービスの提供に必要な備品等				